

2023年4月6日号

キャリアアップ助成金を活用して賃金アップを！

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol. 65

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の弘中でございます。

桜もいつしか盛りを過ぎて、いよいよ春も深まってまいりましたが、今年はお花見を楽しまれた方も多かったのではないのでしょうか？

しかし、その一方で物価上昇は止まらず「値上げの春」でもありますね。

この記録的な物価上昇を受けて自動車や電機などの大手では高い水準の賃上げ回答が相次いでいますが、中小企業では、簡単には大幅な賃上げには踏み切れないのが現状だと思います。

そこで今回は、従業員の賃金アップを図れるキャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」をご紹介します。この助成金はパートタイマーや有期雇用などいわゆる非正規雇用者について、基本給を3%以上増額改定する賃金規程等を作成し、その規定を活用した事業主に対して支給されるものです。

※ 正規社員の賃上げは該当しませんので、ご注意ください。

受給要件

- ① キャリアアップ計画を作成し、労働局へ提出していること。
- ② 有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること
- ③ 賃金規程等で3%以上賃上げを規定し、当該規程に基づき6か月分の賃金を支給すること。
- ④ 賃金規程等の内容は、過去3か月の賃金実態からみて3%以上増額していること。

支給額

助成額は以下のとおりです。

| 賃上げ率 | 3%以上 5%未満 | 5%以上 |
|------------|-----------|-------|
| 支給額（一人当たり） | 5万円 | 6.5万円 |

例えば非正規雇用労働者 10 人の賃金を 3 %以上引き上げた場合・・・
5 万円×10 人=50 万円の助成額が受けられます。

改正点

この助成金制度は以前から存在していましたが、この度次の点が改正されています。

- ☑ 助成基準の見直し及び助成額が拡充され、生産性要件は廃止された。
- ☑ 以前は 1 年度 1 事業所あたり 1 回しか申請出来なかったが、1 年度 1 事業所あたりの支給申請上限人数は 100 人までとなり複数回申請が出来るようになった。

詳細はリーフレットをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001082771.pdf>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。
よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
